技能労働者への適切な賃金の確保について

平成25年3月29日に国土交通省より平成25年度公共工事設計労務単価が公表され,同日付けで国土交通省土地・建設産業局長からの建設業団体の長あての通知により技能労働者への適切な賃金水準確保について要請がされたところであります。

また,宇都宮市では,平成25年度公共工事設計労務単価の適用に伴う特例措置の実施に係る5月28日付けのお知らせの中で,技能労働者の賃金水準の確保について適切な対応を要請しているところでありますが,改めて要請の趣旨についてお知らせします。

平成25年度公共工事設計労務単価の大幅な引き上げは,技能労働者への適切な賃金水準の確保を趣旨としていますので,公共工事の施工にあたっては,以下の点になお一層留意願います。

技能労働者への適切な賃金水準の確保について(国土交通省通知より抜粋)

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく,若年入職者が大きく減少しており, このままでは熟練工から若手への技能継承がされないままに技能労働者が減少し,将来の 建設業界の存続が危惧されています。

若年者が建設業への入職を避ける一番の理由は,給与水準の低さであり,また社会保険等に未加入の企業が多いことも原因の一つとなっています。

こうした諸事情を踏まえれば,技能労働者に係る適切な水準確保は,建設業界全体の課題であり,下記のとおり,適切な価格での契約及び技能労働者への適切な水準の賃金の支払い等について,ご理解と適切な対応をお願いします。

1.技能労働者への適切な水準の賃金の支払に対する特段の配慮

公共工事の適正な施工を確保するためには、技能レベルが確保された労働者による施工が不可欠であり、こうした技能労働者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払が極めて重要であります。また、技能労働者に対して適切な水準の賃金が支払われることは、公共工事設計労務単価及び予定価格への反映を通じて発注価格の水準の適正化にもつながり、これにより技能労働者に対する適切な水準の賃金支払も可能になるといった健全な循環の実現に寄与します。

公共工事設計労務単価の上昇は,直接的には予定価格の上昇につながるが,これを技能 労働者の処遇改善につなげるためには,建設業界全体が共通認識を持って取り組みを進め る必要があります。

これらの点に十分留意し,適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに,下請企業に対し,技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮をお願いします。

なお、国においては、公共工事設計労務単価の上昇が技能労働者の賃金水準の上昇に結

びついているか,別途実態を把握した上で,その状況を翌年度の公共工事設計労務単価の 改訂に反映することとしているので留意願います。

2. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

社会保険等への加入は,法令上の義務であり,また,技能労働者に最低限の福利厚生を保証して,若年入職者の確保を図ることが建設産業の持続的発展に不可欠であります。

改訂された公共工事設計労務単価においては,技能労働者の加入に必要な社会保険料相 当額が勘案されているほか,既に事業主が負担すべき法定福利費についても,適切に予定 価格に反映されるよう措置されています。

このため,元請企業においては,下請企業に対し,社会保険料相当額を適切に含んだ額による下請契約を締結するとともに,その使用する労働者を法令が求める社会保険等に加入させるようお願いします。

3. 若年入職者の積極的な確保

若年入職者を確保した企業が円滑な技能継承を通じて伸びていくことができるよう,今回の公共工事設計労務単価の引き上げを若年者の賃金引上げと社会保険等への加入につなげることによって,若年入職者の確保を積極的に推進するようお願いします。

4.ダンピング受注の排除

ダンピング受注により技能労働者の賃金水準の低下や社会保険等への未加入といった処 遇悪化を招き,これが若年労働者の確保に支障となっている事態を改善するためにも,持 続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要であります。

このため,工事の品質確保に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約締結を徹底し,ダンピング受注を排除するとともに,建設業法第19条の3に規定されているとおり,下請企業と不当な契約を締結してはならないことについて,改めて徹底するようお願いします。

上記要請のほか,工事施工においては,建設業法,労働基準法をはじめとする 関係諸法令の遵守を徹底し,適正な労働条件を確保するよう改めてお願いします。

> 問い合わせ先 宇都宮市上下水道局企業総務課 028-633-3244